

E V 充電の遠隔制御×電力サービスの社会実装化支援
V2H (G) を活用した低圧リソースの調整力制御
実証事業約款

本事業実施期間：2025年10月1日から2026年3月31日

モニター募集期間：2025年7月1日から2025年7月31日

MC リテールエナジー株式会社

第 1 条（本実証事業の目的）

当社は、以下を目的に本実証事業（以下「本事業」といいます。）を実施します。

- ① 電動車の充放電を遠隔操作することで、電力需給ひっ迫を避け、クリーンなエネルギーを最大限活用しつつ、系統の需給を安定させて、温室効果ガスの排出削減に繋げるサービスを広く一般に普及させること。
- ② 太陽光発電が供給過多となっている時間帯に電動車の充放電設備を遠隔制御することで、余剰の再生可能エネルギーを有効活用し、再生可能エネルギーの普及率を向上させながら、当該サービスを広く一般に普及させること。

なお、本事業は、東京都が実施するGX関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業（以下「東京都事業」といいます。）に選定され、脱炭素化や省エネルギー化等のグリーントランスフォーメーション（以下「GX(*)」）といっています。）が期待される優れたソリューションとして、早期の商品化や世間一般への普及に向けて東京都と協定を結び実施するものです。

*GX（グリーントランスフォーメーション）とは化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組みをいいます。

第 2 条（適用）

1. EV充電の遠隔制御×電力サービスの社会実装化支援 V2H（G）を活用した低圧リソースの調整力制御事業実証事業約款（以下「本事業約款」といいます。）は、当社所定の様式によってお申込みをいただいた本事業への参加を希望されるお客さま（以下「本事業参加希望者」といいます。）に対して、本事業への参加条件、本事業の供給条件、その他本事業に関する事項等を定めたものです。
2. 本事業参加希望者は、「電動車 V2G 実証プラン」または「電動車 V2H 実証プラン」（以下、「本事業電力プラン」といいます。）のいずれかのプランにお申込みいただきます。**なお、お申込後の供給開始日から 2025 年 10 月 1 日以降最初の検針日前日までの間は、当社が提供する「きほんプラン」が適用されます。**「きほんプラン」の電気料金および供給条件は以下の電気個別需給約款をご参照ください。
https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/agreement_20250401.pdf
3. 本事業電力プランとなる契約種別の電気料金およびその他サービスごとの供給条件は、当社が別に定める料金、サービス等を記載した電気個別約款（以下「適用を受ける約款」といいます。）によります。
https://www.machi-ene.jp/files/pdf/experiment/tgx1-v2g-agreement_20250701.pdf
4. 本事業参加者および当社は、本事業約款および適用を受ける約款に定められた事項を遵守するものとします。あわせて、お申込後の供給開始日から 2025 年 10 月 1 日以降最初の検針日前日までの間は、「きほんプラン」記載の電気個別需給約款に定められた事項を遵守するものとします。
5. 本事業実施期間終了後、適用を受ける約款に記載のとおり、電動車 V2G 実証プランにご契約中のお客さまは、自動的に電動車 V2H 実証プランへ変更となります。なお、電動車 V2H 実証プランにご契約中のお客さまは、引き続き同じプランが適用となります。
6. 本事業約款に定める事項について、適用を受ける約款および「きほんプラン」記載の電気個別需給約款に異なる定めがある場合は、当該事項については適用を受ける約款および「きほんプラン」記載の電気個別需給約款によらず、本事業約款の定めが優先して適用されます。

第 3 条（本事業の実施期間）

本事業実施期間	2025 年 10 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日 まで ※2025 年 10 月 1 日以降の最初の検針日から開始となります。
モニター募集期間	2025 年 7 月 1 日 から 2025 年 7 月 31 日 まで ※応募状況により早期に募集を締め切る場合や、期間を延長する場合があります。
モニター協力期間 (情報収集・アンケート等に協力いただく期間)	本事業電力プランにて電気需給を開始した日 から 2026 年 3 月 31 日 まで。

※東京都事業実施期間は 2024 年 8 月 20 日から 2026 年 3 月 31 日までとなります。

第 4 条（参加条件）

本事業にご参加いただくためには、下記の第 1 項から第 10 項のすべての条件に該当することが必要です。

1. 本事業の対象となる供給区域は以下の表のとおり（ただし、一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除く。）であり、本事業参加者の需要場所が当該供給区域内に所在していること。

対象エリア	供給区域
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

2. 別紙にて当社が定める電動車を 1 台のみ所有（契約者または同居者名義で所有している場合のほか、リース契約等に基づいて第三者が所有する電動車を借り受けている場合を含む。）しているか、これから電動車を購入する予定であり、かつ、別紙にて当社が定めた電動車以外の電動車を保有していないこと。
3. 本事業参加者は、本事業電力プランに応じて、以下のとおり、同一需要場所に当社が以下に指定する電動車用充放電設備および付帯設備（以下「充放電設備等」といいます。）を当社指定の工事業者により新たに設置し、本事業実施期間中、充放電設備等の設置場所を無償でご提供すること。なお、本事業実施期間中、充放電設備等の設置を継続し、本事業実施期間終了後は、本事業参加者において保有を継続し、または本事業参加者の自己費用で撤去すること。

ニチコン株式会社が提供する電動車用充放電設備

対象プラン	型式
電動車 V2G 実証プラン	VCG-666CN7-R
電動車 V2H 実証プラン	VCG-666CN7

Nature 株式会社が提供する付帯設備（HEMS 機器）

対象プラン	型式
電動車 V2G 実証プラン	Nature Remo E2
電動車 V2H 実証プラン	

電動車 V2G 実証プランにお申込みの場合は、充放電設備等の設置工事の際、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に充放電設備等を電氣的に接続し、充放電設備等より放電された電力を一般送配電事業

者の供給設備を介して当社が買取する契約（以下「買取契約」といいます。）をお申込みいただくこと。なお、充放電設備等と一般送配電事業者の供給設備との電氣的な接続は本事業実施期間の終了時に解除され、当該買取契約も同時に解除されること。

4. 本事業参加者は、同一需要場所に 3. で定めた充放電設備等以外の充放電設備、HEMS 機器、太陽光発電設備または蓄電池を設置しておらず、かつ本事業実施期間中にこれらのいずれかを新たに設置しないこと。
5. 当社が提供する本事業電力プランに該当する契約種別の電気需給契約、および電動車 V2G 実証プランにお申込みの場合は買取契約に基づき、電気需給、および電動車 V2G 実証プランにお申込みの場合は電気買取を開始し、モニター協力期間終了日（2026 年 3 月 31 日）まで当該電気需給、電動車 V2G 実証プランにお申込みの場合は電気買取を継続していただくこと。
6. 本事業のモニター協力期間終了日（2026 年 3 月 31 日）まで本事業にご協力いただくこと。
7. 当社が実施するアンケート調査および必要に応じてヒアリング調査を、当社が定めた期日内に、誠実にご回答いただくこと。
※アンケート調査等は、本事業実施期間中または当該実施期間の終了後に行う予定です。
8. 本事業参加者は、自己またはその関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。
9. 充放電設備等の設置が完了したのち、電動車 V2X 実証アプリを登録し、かつ、本事業期実施間終了まで継続すること。また、上記アプリケーションを介した充放電指令を行うことに同意すること。
10. 本事業に関して、必要に応じて、当社が個別に依頼することをご了承いただけること。

第 5 条（参加特典）

1. 対象となる充放電設備等の費用負担および譲渡

本事業参加者のうち、第 4 条（参加条件）の規定をすべて満たした場合は、当該充放電設備等の設置に要する費用（工事費を含みます。総称して以下「充放電設備等設置費用」といいます。）のうち、以下の金額を原則として当社の負担といたします。充放電設備等については、設置工事の完了をもって、本事業参加者に譲渡いたします。

- ・当社が負担する充放電設備等設置費用の金額

原則：160 万円（税込）

〈注意事項〉

- ・当社が充放電設備等設置費用を負担して設置した充放電設備等は本事業参加者の一時所得となるため、本事業参加者の所得額によっては確定申告が必要となりますので、ご対応をお願いします（当社より支払調書は別途送付いたします）。
- ・充放電設備等の設置後、本事業実施期間中に第 4 条の参加条件のいずれかを満たさなくなった場合（事後的に当該条件のいずれかを満たしていないことが判明した場合を含みます。）、第 9 条第 2 項に該当する場合、または、本事業参加者が本事業約款もしくは適用を受ける約款に定めるいずれかの義務に違反した場合は、当社が負担した充放電設備等設置費用の全額を本事業参加者にご請求します。
- ・充放電設備等は本事業参加者の所有物となるため、当社が充放電設備等設置費用を負担した場合であっても、本事業実施期間中に充放電設備等に異常が発生した場合は、遅滞なく本事業参加者の責任で修理・

交換等を行っていただきます。なお、充放電設備等の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用については本事業参加者のご負担となります。

2. 事業参加協力金のお支払い

当社は、以下のすべての条件を満たした本事業参加者に対して、事業参加協力金として 20,000 円相当分を付与することを予定しております。

<事業参加協力金のお支払い条件>

- モニター募集期間内に本事業への参加申込みを行った方
- 本事業実施期間中、第 4 条に定める本事業参加条件をすべて満たしている方
- 本事業に関するアンケート調査等にお答えいただいた方

※アンケート調査等の回答期日時点で未回答の方や、本事業実施期間の終了日までに本事業電力プランを解約した方については、事業参加協力金をお支払いできない場合があります。

第 6 条（本事業のご協力の流れ）

1. 本事業電力プランへのお申込み

当社が指定する本事業電力プランへのお申込後、当社は充放電設備等の設置が完了しているか否かにかかわらず、本事業電力プランへの切替え手続きを行います。なお、切替えが完了した場合であっても、充放電設備等の設置工事が完了した後、2025 年 10 月 1 日以降最初の検針日前日までの間は、当社の提供する「きほんプラン」を適用します。

※本事業電力プランの切替手続きには最長 1.5 カ月程度かかります。充放電設備等の設置工事の時期については、当社が指定する工事業者より連絡させていただきますが、本事業電力プランへの切替えと充放電設備等の設置工事の完了時期が前後する場合がございます。

2. 充放電設備等の設置

充放電設備等は、当社が指定する工事業者が設置工事を行います。なお、設置する充放電設備等は、1 需要場所ごとに 1 台までの設置とします。なお、設置工事が完了している充放電設備等は本事業実施期間の最終日である 2026 年 3 月 31 日まで継続して設置していただくことが条件となります。

3. 設置した充放電設備等の写真または画像データ提出

東京都の定めにより、本事業参加のために設置した充放電設備等の写真または画像データを提出する必要があります。なお、写真または画像データは充放電設備等を設置する工事業者が撮影し、工事業者を經由して当社へ提出していただきます。

4. 電動車 V2X 実証アプリの取得と登録

充放電設備等の設置工事完了後、当社が指定する電動車 V2X 実証アプリを取得いただき、必要項目を登録いただきます。登録が完了し、当社にて完了したことが確認できたのちに、本事業参加の対象となります。

5. 充放電遠隔制御の実施

電動車を移動で使用する以外、充放電設備を常時差した状態にすることで、充放電設備からの充放電遠隔制御を実施します。本事業実施期間中は、お客さまの手動での充放電操作は原則必要ありません。

6. 充放電情報等の収集

モニター協力期間中における本事業参加者の電動車の使用状況、充放電データおよび本事業参加者の登録情報※1は、三菱商事株式会社、三菱自動車工業株式会社、ニチコン株式会社、Kaluz Japan株式会社、Kaluz Ltd.および当社に収集・蓄積されます。

※ 1 本事業参加者の登録情報とは、本事業の申込の際にご登録いただいた情報および電力需給契約の内容等を指します。

7. アンケート調査等へのご協力

当社は、本事業参加者に対して、モニター協力期間中に各種アンケート調査（例：本事業参加者の電動車の使用状況、タイマー設定頻度等）、必要な場合はヒアリング調査を実施します。本事業参加者は、当社が定めた期限内で、誠実にご回答をお願いします。

8. 事業参加協力金のお支払い

第 5 条第 2 項（参加特典）に記載の〈事業参加協力金のお支払い条件〉を満たした本事業参加者に対し、事業参加協力金として 20,000 円相当分を付与することを予定しております。

第 7 条（事前同意事項）

本事業参加希望者は、本事業に参加するにあたり、下記の第 1 項から第 12 項に定めるすべての事項について同意していただきます。

1. 当社都合により、本事業へのお申込みの受付時およびお申込み受付後の電気需給契約ならびに買取契約をお断りする可能性があること。
2. 電動車 V2X 実証アプリを使用した充放電遠隔制御を受けてもらうこと。
3. 当社は、必要に応じて本事業約款の内容を追加・変更・削除する可能性があること。また、この場合、当社は本事業参加者に対して当社が適当と考える方法により周知すること。
4. 充放電設備等は、本事業参加者が責任をもって管理し、本事業実施期間中に充放電設備等に異常が発生した場合は、遅滞なく本事業参加者の責任と費用負担で修理・交換等を行っていただくこと。なお、本事業実施期間終了後、充放電設備等の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用については本事業参加者のご負担にて行っていただくこと。
5. 本事業実施期間に関係なく、充放電設備等により発生した損害について、当社は責任を負わないこと。
6. 利用・取得する情報の種類と取得方法

電動車の充放電電力量データ、電力量データ、本事業参加者登録情報、アンケート調査等、その他当社が取得することについて事前に同意を得たデータ（総称して以下「本事業取得データ」といいます。）を以下の方法により取得したうえで、本事業の分析・検証の目的で利用すること。

利用・取得する情報	取得方法
電動車の充放電電力量データ	充放電設備等による計測
電力量データ	需給契約、買取契約による検針
本事業参加者情報・アンケート調査等	本事業参加申込やアンケート調査等への登録・回答
その他データ	ホームページ等で事前に同意いただいた取得方法

7. 取得した情報の利用目的

本事業取得データについては、第 1 条に規定する本事業の目的実現を目指して東京都が行う分析・検討、協定事業が適切に実施された確認資料として東京都に提供するため、ならびに電力ピークの平準化、製品・サービスの研究開発および販売施策を検討する際の分析資料として、三菱商事株式会社、三菱自動車工業株式会社、ニチコン株式会社、Kaluz Japan 株式会社、Kaluz Ltd.および当社が利用できること。

8. 取得した情報の管理

本事業取得データのうち個人情報に該当する情報については、当社が定める個人情報保護基本方針（プライ

バシーポリシー) に則り、管理されること。また、当社は、本事業またはサービスの実施過程で知り得た本事業参加者の情報を秘密情報として保持するものとし、本条第 7 項に定める目的で東京都に提供する場合もしくは当社内で利用する場合または以下の各号に定める場合を除いて、本事業参加者の事前の同意なく、これらの情報を第三者に開示いたしません。

- 法令により提供を求められた場合
- 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 国の機関または地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

9. 本事業取得データ取扱いの委託

当社が、第 1 条に規定する本事業の目的の範囲内で本事業取得データの取扱いの全部または一部を充放電設備等の工事業者、関連委託先、本事業の管理システム委託先、コンサルティング委託先等に対して、委託する可能性があること。ただし、当社は、情報の安全管理が図られ、かつ、本条第 8 項に定める情報の管理を遵守するよう、当該委託先に対して必要かつ、適切な監督を行うことを条件とする。

10. 東京都の匿名加工情報の提供について

本事業では、東京都から直接、または東京都のホームページ等で外部の研究機関等に対して、電力平準化等の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネに資する調査・研究等を目的として、本条 3 項の情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、提供する場合があること。

11. 本事業終了後について

本事業終了後、2027 年 3 月末日までは、本事業参加者が選択した任意のプランにおいて当社との需給契約を維持すること。

また、万が一、本事業終了後、2027 年 3 月末日までに、当社との需給契約を解除された場合は、違約金として、当該本事業参加者は当社に対して 10,000 円の支払義務を追うこと。

12. 当社が充放電設備等設置費用を負担することによって充放電設備等を設置した本事業参加者は、本事業終了後であっても、当該充放電設備等について第三者に対する転売・貸与これらに類する行為を行わないこと。

第 8 条 (留意事項)

1. 本事業参加について

本事業参加希望者において充放電設備等の設置および本事業電力プランへの変更を完了した時点をもって、当該本事業参加希望者は本事業参加したものとします。

2. 本事業参加者の退会について

本事業参加者が、モニター協力期間の終了日前に本事業参加を辞退する場合は、事前に当社にご連絡していただきます。その場合、すでに充放電設備等を当社の負担で設置している、もしくは発注している場合は、充放電設備等設置費用の全額を返還していただきます。ただし、その場合であっても、当社は充放電設備等の撤去工事を行わず、本事業参加者の責任と負担で充放電設備等を適切に撤去および廃棄等の処理を行っていただきます。

3. 本事業参加者の退会にともなう情報の開示・訂正・利用停止等について

① 情報収集の停止

本事業取得データは、本事業実施期間中収集されます。計測データの収集を停止する場合は、本条第 2

項の退会手続きが必要です。

② 収集情報に関する問い合わせ、開示、訂正等の手続き

本事業において収集し保管するすべての情報に対する開示、訂正、追加または削除の請求は、当社にご相談していただきます。

4. 本事業電力プランは、日本卸電力取引所（JEPX）の取引価格に連動して、電気料金単価が 30 分ごとに変動します。よって、きほんプランより本事業電力プランへ変更となった際、市場状況によってはご利用いただく電気料金が高くなる可能性もございます。

第 9 条（免責事項等）

1. 本事業の中断・中止、本事業実施期間の変更、途中解約等

社会情勢の変化や、システムの保守・復旧、もしくは天災等の不可抗力により、本事業の中断・中止、本事業実施期間およびモニター協力期間の変更等を行うことがあります。

2. 反社会的勢力の排除

本事業参加者は、自己またはその関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、本事業参加者が当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該本事業参加者を本事業から強制退会・本事業の利用停止を行うことができます。この場合、当該本事業参加者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、また、当該本事業参加者は当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

3. 本事業の品質、セキュリティリスク

当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化していることから、いかなる意味においても、本事業の完全性、正確性、有用性または目的適合性を保証するものではないことを本事業参加者にあらかじめ承諾していただきます。

4. 充放電設備等に起因した災害に対する免責

充放電設備等に起因する災害により本事業参加者、または第三者その他に対して発生した損害について、当社はいかなる責任も負わず、賠償義務も負わないものとします。

第 10 条（その他）

1. 本事業は、本事業参加者と当社が協力することによって実現されるものです。

2. 本事業に関するお問い合わせは、当社にご連絡ください。

3. 本事業実施期間中であるか、当該期間終了後であるかにかかわらず、充放電設備等の維持・管理は本事業参加者の責任において行っていただきます。したがって、充放電設備等の設置および使用等により本事業参加者に損害が生じたとしても当社はこれを賠償するものではなく、なた、第三者に損害が生じた場合には本事業参加者が自らの責任と費用負担によってこれを処理・解決するものとします。

4. 当社は、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を実行します。

5. 当社は、必要に応じて本事業約款の内容を追加・変更・削除することがあります。この場合、当社は、本事業参加者に対して適切な方法にて通知を行います。

別紙 対応車種一覧

メーカー	車名	年式	備考
日産自動車 株式会社	リーフ、リーフ e+	全年式	<p>※以下の型式に限ります。</p> <p>ZAA-ZE1</p> <p>※対応車種の中でも車両側のプログラムを変更する必要がある車両があります。車両のプログラム変更に関しては、自動車販売店へお問い合わせください。</p> <p>※日産自動車株式会社の放電非対応 EV は本システムを使用できません。放電非対応 EV に充電した場合、充電が正常に動作せず、車両にコーションが残る可能性があります。</p>
	e-NV200	全年式	
	アリア	全年式	
	クリッパーEV	全年式	<p>※メーカーオプションの急速充電機能を装着の車両でご利用いただけます。</p>
三菱自動車工業 株式会社	アウトランダー (PHEV モデル)	22 年式以降	<p>※以下の型式に限ります。</p> <p>5LA-GN0W (P グレード、G グレード、M グレードかつメーカーオプション「MITSUBISHI CONNECT」搭載)</p> <p>※エンジンがかかった状態もしくはイグニッション ON の状態では EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。</p>
トヨタ自動車 株式会社	プリウス PHV	19 年式～ 22 年式	<p>※CHAdemo 放電対応車種以外は、EV パワー・ステーションをご使用になれません。2023 年 3 月発売のプリウス PHEV は CHAdemo 放電非対応車となるため、V2H はご利用いただけません。</p> <p>2019 年 5 月～2022 年 10 月生産の「乗車定員 5 名の車両」が対象です。</p> <p>急速充電インレット（外部給電機能〔V2H〕付き）はオプション装備です。詳しくは、自動車販売店にご確認ください。</p> <p>※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。</p>
	クラウン SPORT RS	全年式	<p>※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。</p>
	アルファード PHEV	全年式	<p>※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。</p>

	ヴェルファイア PHEV	全年式	※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。
本田技研工業 株式会社	Honda e	全年式	
	N-VAN e:	全年式	急速充電ポート付の車両に限ります。
BYD Auto Co.,Ltd.	BYD ATTO 3	23 年式以降	
	BYD DOLPHIN	23 年式以降	
マツダ 株式会社	MAZDA MX-30 EV MODEL	22 年式以降	※V2H 対応車両 (車台番号 DRH3P-150001 ~) が対象となります。
	MAZDA MX-30 ROTARY-EV	23 年式以降	
	MAZDA CX-60 PHEV	22 年式以降	
	MAZDA CX-80 PHEV	24 年式以降	